

令和3年 死亡労働災害事例

番号	発生日	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	4	12時台	建設業	はさまれ、巻き込まれ	トラック	被災者は、坂道に駐車していた車両の位置を動かそうとしたが、キーがなかったことから、1人で車輪付きのジャッキを使用し、当該車両を動かそうと車体前方を持ち上げたところ、当該車両が動き出し、轢かれたもの。

令和2年 死亡労働災害事例

番号	発生日	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	1	9時台	建設業	墜落、転落	その他の装置、設備	被災者は、同僚等の2名と集塵機上の清掃及び足場の設置・解体の作業を行っていた。次の作業を行うため、集塵機の梁材上で待機していた時、誤って集塵機の開口部に墜落したもの。
2	8	5時台	その他の運輸業	交通事故	トラック	被災者は同僚1名と仕事先から事業場に戻るため、同僚が運転するトラックに同乗していたところ、対向車線を走行していた大型トレーラーと正面衝突したもの。
3	8	5時台	その他の運輸業	交通事故	トラック	被災者は同僚1名と仕事先から事業場に戻るため、同僚を助手席に乗せ、トラックで走行中、対向車線を走行していた大型トレーラーと正面衝突したもの。
4	12	6時台	建設業	交通事故	乗用車等	労働者3名で現場に向かう途中、車両がスリップし制御できず、左側土手に衝突したものである。この衝突により、後部座席に乗車していた労働者が車外に投げ出され死亡した。

令和3年 業種別労働災害発生状況 (令和3年5月末現在)

室蘭労働基準監督署

区分 業種別	令和3年			令和2年同期			対前年		業種割合	令和2年確定値		
	死亡 〔 〕内は 転倒災害	休業 〔 〕内は 転倒災害	合計 〔 〕内は 転倒災害	死亡 〔 〕内は 転倒災害	休業 〔 〕内は 転倒災害	合計 〔 〕内は 転倒災害	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	1	58 [30]	59 [30]	1	50 [25]	51 [25]	8	15.7	100.0	4	225	229
製造業		9 [4]	9 [4]		9 [3]	9 [3]			15.3		25	25
食料品		1 [1]	1 [1]		3 [2]	3 [2]	-2	-66.7	1.7		9	9
木材木製品									-			
窯業・土石		1	1				1	-	1.7		1	1
鉄鋼業		2	2		2 [1]	2 [1]			3.4		2	2
金属・機械		1	1		2	2	-1	-50.0	1.7		8	8
輸送用機械					1	1	-1	-100.0			1	1
その他の製造業		4 [3]	4 [3]		1	1	3	300.0	6.8		4	4
鉱業・土石採取業									-		1	1
建設業	1	5 [2]	6 [2]	1	7 [1]	8 [1]	-2	-25.0	10.2	2	34	36
土木工事業	1	1 [1]	2 [1]		2	2			3.4		5	5
建築工事業		2 [1]	2 [1]	1	4 [1]	5 [1]	-3	-60.0	3.4	1	18	19
木造建築業		1	1				1	-	1.7		7	7
その他の建設業		1	1		1	1			1.7	1	4	5
道路貨物運送業		6 [3]	6 [3]				6	-	10.2		17	17
その他の運輸業					2 [2]	2 [2]	-2	-100.0		2	3	5
陸上貨物取扱業									-			
港湾運送業									-		1	1
林業									-		2	2
漁業									-		1	1
卸売・小売業		11 [9]	11 [9]		11 [7]	11 [7]			18.6		36	36
社会福祉施設		4 [2]	4 [2]		2	2	2	100.0	6.8		39	39
旅館業		6 [2]	6 [2]		1 [1]	1 [1]	5	500.0	10.2		10	10
清掃業		3 [2]	3 [2]		3 [2]	3 [2]			5.1		18	18
上記以外の事業		14 [6]	14 [6]		15 [9]	15 [9]	-1	-6.7	23.7		38	38

本統計は、労働者死傷届報告(休業4日以上)により集計したもので、〔 〕内の数字は、転倒災害の件数で内数です。
本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。
本統計は、北海道労働局ホームページからダウンロードできます。

- 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、手洗い等の徹底、密閉空間の改善、近距離での会話、換気等の抑制等感染防止対策を徹底しましょう。
- 令和3年度 全国安全週間スローガン
「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」
実施期間 令和3年7月1日から7月7日まで 準備期間 令和3年6月1日から6月30日まで
- 建設工事着工期労働災害防止運動(令和3年4月1日から令和3年6月30日まで)を実施しています。安全衛生管理の徹底等、重点的に取り組んでください。
- 令和3年6月から9月まで「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」期間中(7月は聖点取組期間)です。熱中症防止対策を重点的に進めましょう。
- 「働き方」が変わります!!
平成31年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されています。
令和2年4月1日から、中小企業(自動車運転の業務、建設事業、医師、新技術・新商品等の研究開発業務を除く)も時間外労働の上限規制が適用されました。